

令和6年8月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年8月26日(月)

午後1時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸		3 番 山本 忍
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

2 番 楠田 孝夫

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

6 番 増田 京子 7 番 高尾 晃

第2 提出議案

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第20号 農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について

「三岳勇委員」「楠本和弘委員」

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第22号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年8月26日（月） 午後1時30分 開会

滝川係長	ただいまから令和6年8月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「6番 増田委員」「7番 高尾委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第17号の申請番号1番を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、譲渡人は、離農したいため、農地の譲渡を検討していたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。 なお、申請された農地については、水稻を作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域集落営農活動の中で生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。 以上、ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。
高尾委員	はい、7番 高尾です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （ 意見なし ）

川島会長 それではお諮りします。議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第１７号は、許可することにいたします。

続きまして議案第１８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 （別紙資料 議案第１８号を朗読し説明する。）

今回の申請ですが、町道南部線の拡幅工事に伴い、事業計画者の個人住宅を移転する必要があることから申請されています。申請地は、宅地である志折郷１７８１番６と、用悪水路であった志折郷４０３８番５と、１月の総会で農用地除外について審議した志折郷１７９５番２と併せて、個人住宅用地にするもので、申請地の種別は、圃場整備等もなく、また、第１種農地及び第３種農地の要件にも該当しないことから、第２種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は町道の道路側溝に排水する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは、志折地区の担当委員である「１１番 山口泰委員」、補足説明がありましたらお願いします。

山口委員 はい、１１番 山口です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長 それではお諮りします。議案第１８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 18 号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第 18 号と関連しているので、議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号 2 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第 19 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。)

申請番号 2 番は、令和 5 年 12 月に農用地除外申請が出され令和 6 年 1 月の総会でも審議したもので、先月農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。

申請農地は、昭和 56 年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから、第 1 種農地と判断され、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、第 1 種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、転用の許可は可能ではないかと判断しています。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は町道の道路側溝に排水する計画となっています。以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、志折地区の担当委員である「11 番 山口泰委員」、補足説明がありましたらお願いします。

山口委員

はい、11 番 山口です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第１９号の申請番号２番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第１９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号１番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第１９号の申請番号１番を朗読し説明する。） １番の申請ですが、会社の従業員駐車場として利用したいということで、転用の申請をされています。 申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第１種農地及び第３種農地の要件にも該当しないことから、第２種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高１.５ｍ、切土を最高０.２５ｍ行う計画ですが、擁壁を設け土留め工事を行うため、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築もしないので、日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、駐車場は砕石舗装となっており、雨水の排水は水路放流する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、甲長野地区の担当委員である「１０番 松下委員」、補足説明がありましたらお願いします。
松下委員	はい、１０番 松下です。大きな工事等はせずに駐車場として利用予定となります。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （ 意見なし ）
川島会長	それではお諮りします。議案第１９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号１番は、許可することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり ）
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第１９号の申請番号１番は、許可することにいたします。続きまして、議案第２０号「農地移動適正化あつせ

ん事業に伴うあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第20号を朗読し説明する。)

今回、〇〇さんから7月18日にあっせんを利用して譲度をしたいとの申出がありましたので、あっせん委員の指名をすることになります。あっせん委員の指名は、最適化推進委員から2名指名することになっております。

よろしくお願いします。

川島会長

それではあっせん委員の指名を行いたいと思います。

地域が田ノ頭郷ですので、担当委員の「三岳勇委員」と、関連したところで「楠本和弘委員」にお願いしたいですがよろしいでしょうか。

(「三岳勇委員」、「楠本和弘委員」から、了承の返事あり)

川島会長

それでは、三岳委員と楠本委員に、あっせん委員としてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第22号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第21号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、永尾郷野中824他合計2筆で、面積は、合計1,156㎡となります。

利用権設定をするものは、永尾郷〇〇さんで、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和6年10月10日からで、10年間の令和16年10月9日までが2筆となっています。

(別紙資料 議案第22号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

土地の所在及び面積は、永尾郷野中743他合計11筆で、面積は、合計17,988㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、永尾郷〇〇さん他1名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年10月10日からで、10年間の令和16年10月9日までが2筆、4年6ヶ月間の令和11年4月9日までが2筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第 2 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第 2 2 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第 2 1 号及び、議案第 2 2 号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会 8 月定例総会を閉会致します。

* 終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。